

概算数量設計方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水道局が発注する水道施設工事（以下「工事」という。）において、設計業務の効率化を目的に実施する概算数量設計方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 概算数量設計方式とは、平面図、標準断面図等から算出した概算数量を用いて発注し、契約後、受注者の現地調査及び設計成果により設計数量を確定した上で変更設計を行うものをいう。

(対象工事)

第3条 この要領は、次に掲げる各号をすべて満たす工事に適用することができる。

- (1) 老朽管更新事業の工事
- (2) 管路更新後の管種が配水用ポリエチレン管の工事
- (3) 特殊工事（水管橋、推進工事等）を含まない工事

(発注設計図書)

第4条 概算数量設計方式により発注する場合の設計図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 設計書表紙及び特記仕様書には、概算数量設計方式による発注であることを明示する。
- (2) 設計書の積算は、概略設計図及び概算数量により設計金額を算出する。
- (3) 概略設計図は、位置図、概略平面図、縦断略図、標準横断面図、標準土工断面図、舗装本復旧展開図等を標準とする。

(入札参加者への周知)

第5条 概算数量設計方式による発注の場合は、入札公告時に「概算数量設計方式であること」を明示するものとする。

(工事現場の照査)

第6条 受注者は、発注設計図書に基づき工事現場の測量及び試掘等の現地調査を行い、その結果を基に次に掲げる工事計画設計図書を作成し、特記仕様書に定める期間内に発注者へ協議し承諾を得るものとする。

- (1) 平面図、管割図
- (2) 数量計算書

2 工事計画設計図書の作成は、前項第1号はCAD（CADデータはいわき市電子納品基本方針による）、同項第2号はExcelとする。

(設計変更)

第7条 設計変更は、工事計画設計図書の確定に基づき発注者及び受注者が合意した数量により行うものとする。

(技術者の配置)

第8条 受注者は、工事計画設計図書を作成するにあたり、水道配水用ポリエチレン管の継手施工資格者で、水道施設工事の主任技術者又は監理技術者の実務経験を5年以上有する者に携わらせなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議しその都度定めるものとする。

附 則

この要領は令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は令和7年6月10日から適用する。